



栃木県公報

平成29年
12月21日(木)
号外
第53号

目次

条 例

○栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の制定	4
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	7
○栃木県公告式条例の一部改正	9
○栃木県手数料条例の一部改正	10
○地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定める条例の一部改正	12
○栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正	12
○栃木県道路占用料徴収条例の一部改正	13
○栃木県屋外広告物条例の一部改正	15
○栃木県都市公園条例の一部改正	16
○栃木県建築基準条例等の一部改正	16
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正	17
○栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部改正	17
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正	19

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の制定（栃木県条例第35号）

国民健康保険法、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）の規定に基づき、栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関し必要な事項を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

- 1 栃木県国民健康保険運営協議会（第3条関係）

栃木県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次に定めるとおりとすることとしました。

 - (1) 被保険者を代表する委員 3人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
 - (3) 公益を代表する委員 3人
 - (4) 被用者保険等被保険者を代表する委員 2人
- 2 国民健康保険保険給付費等交付金
 - (1) 県は、毎年度、市町村に対し、算定政令第6条第2項に規定する費用に応じ、知事が別に定めるところにより、普通交付金を交付することとしました。（第4条関係）
 - (2) 県は、毎年度、市町村に対し、算定政令第6条第3項に規定する事情に応じ、知事が別に定めるところにより、特別交付金を交付することとしました。（第5条関係）
- 3 国民健康保険事業費納付金
 - (1) 県は、毎年度、市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収することとしました。（第6条関係）
 - (2) 国民健康保険事業費納付金の算定の基礎となる次の基準等を定めることとしました。
 - ア 医療費指数反映係数の基準（第7条関係）
 - イ 年齢調整後医療費指数（第8条関係）
 - ウ 一般納付金所得係数の基準（第9条関係）
 - エ 一般納付金所得等割合（第10条関係）
 - オ 一般納付金被保険者数等割合（第11条関係）
 - カ 一般納付金被保険者均等割指数の範囲（第12条関係）

- キ 後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準（第13条関係）
- ク 後期高齢者支援金等納付金所得等割合（第14条関係）
- ケ 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合（第15条関係）
- コ 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲（第16条関係）
- サ 介護納付金納付金所得係数の基準（第17条関係）
- シ 介護納付金納付金所得等割合（第18条関係）
- ス 介護納付金賦課被保険者数等割合（第19条関係）
- セ 介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲（第20条関係）

4 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- (3) 栃木県国民健康保険調整交付金条例は、廃止することとしました。

◇**栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正**（栃木県条例第36号）

- 1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1及び別表第2関係）
- 3 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県公告式条例の一部改正**（栃木県条例第37号）

- 1 規則の公布における知事の署名を知事名の記入及び知事印の押印に変更することとしました。（第3条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 この条例は、平成30年1月1日から施行することとしました。

◇**栃木県手数料条例の一部改正**（栃木県条例第38号）

- 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数を増加する変更に係る変更登録届出手数料を新設することとしました。
- 2 所要の規定の整備を行うこととしました。（以上別表第1関係）
- 3 この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。

◇**地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定める条例の一部改正**（栃木県条例第39号）

- 1 地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る重要な財産について、地方独立行政法人栃木県立がんセンターと同様の内容を定めるため、所要の規定の整備をすることとしました。（題名及び第1条関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正**（栃木県条例第40号）

国民健康保険法（以下「法」という。）等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業の財源に充てる場合等に限り、処分することができることとしました。（第6条及び附則第2項関係）
- 2 市町村に対して基金事業交付金の交付を行う特別の事情は、災害その他の理由により多数の被保険者の生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情とすることとしました。（第7条関係）
- 3 財政安定化基金拠出金は、基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収するものとするすることとしました。（第8条関係）
- 4 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県道路占用料徴収条例の一部改正**（栃木県条例第41号）

- 1 道路占用料の徴収区分及び額を改定すること等としました。（別表関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県屋外広告物条例の一部改正**（栃木県条例第42号）

- 1 屋外広告物法の一部改正に伴い、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の表示又は設置を禁止する地域に田園住居地域を加えることとしました。（第3条関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県都市公園条例の一部改正**（栃木県条例第43号）

1 都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の基準を定めることとしました。(第2条の2関係)

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県建築基準条例等の一部改正 (栃木県条例第44号)

建築基準法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県建築基準条例関係

(1) 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を加えるとともに、当該区域内における日影時間として第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域と同様の時間を指定することとしました。

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。(以上第43条関係)

2 栃木県手数料条例関係

(1) 田園住居地域内における建築物の用途の制限に係る許可申請手数料を新設することとしました。

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)

3 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例関係

田園住居地域内における建築物の用途の制限に係る許可申請の受理等に係る事務を新たに市町(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市及び那須塩原市を除く。)が処理することとしました。(別表第1関係)

4 この条例は、一部を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正 (栃木県条例第45号)

1 都市計画法の一部改正に伴い、風俗営業の営業所の設置を制限する地域に田園住居地域を加えること等としました。(第2条関係)

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部改正 (栃木県条例第46号)

1 何人も、みだりに、教室、事務所その他の特定かつ多数の者の用に供される場所又は貸切用のバスその他の特定かつ多数の者の用に供される乗物における下着等をのぞき見し、若しくは撮影し、又は当該下着等を撮影しようとして写真機等を他人の衣服等の下に差し出す等当該下着等を撮影することができる状態にしてはならないこととしました。(第3条関係)

2 次に掲げる行為(身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を嫌がらせ行為の対象行為に加え、規制の対象とすることとしました。(第7条関係)

(1) 住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 拒まれたにもかかわらず、電子メール以外の受信者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信等を行うこと。

3 卑わいな行為及び嫌がらせ行為をした者に対する罰則に係る懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げることとしました。

4 常習的に卑わいな行為をした者に対する罰則に係る懲役刑の上限を引き上げるとともに、常習的に嫌がらせ行為をした者に対する罰則を設けることとしました。(以上第9条関係)

5 所要の規定の整備をすることとしました。

6 施行期日等

(1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県警察関係手数料条例の一部改正 (栃木県条例第47号)

1 自動車の保管場所の確保を証する通知の申請手数料を新設することとしました。(第9条関係)

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 この条例は、平成30年2月5日から施行することとしました。

条 例

- 一 栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例
- 二 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 三 栃木県公告式条例の一部を改正する条例
- 四 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 五 地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例
- 六 栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 七 栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 八 栃木県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 九 栃木県都市公園条例の一部を改正する条例
- 十 栃木県建築基準条例等の一部を改正する条例
- 十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 十二 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
- 十三 栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

平成二十九年十二月二十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十五号

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 栃木県国民健康保険運営協議会（第三条）
- 第三章 国民健康保険保険給付費等交付金（第四条・第五条）
- 第四章 国民健康保険事業費納付金（第六条―第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和三十二年政令第三百六十二号。以下「政令」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）の規定に基づき、栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法、政令及び算定政令の例による。

第二章 栃木県国民健康保険運営協議会

(委員の定数)

第三条 政令第三条第五項の栃木県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 二人

第三章 国民健康保険保険給付費等交付金

(普通交付金の交付)

第四条 県は、毎年度、市町村に対し、算定政令第六条第二項に規定する費用に応じ、知事が別に定めるところにより普通交付金を交付する。

(特別交付金の交付)

第五条 県は、毎年度、市町村に対し、算定政令第六条第三項に規定する事情に応じ、知事が別に定めるところにより特別交付金を交付する。

第四章 国民健康保険事業費納付金

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第六条 県は、毎年度、市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収する。

(医療費指数反映係数の基準)

第七条 算定政令第九条第三項の条例で定める基準は、零を超え一以下の数であることとする。

(年齢調整後医療費指数)

第八条 算定政令第九条第四項の条例で定める値は、各市町村に係る同項第一号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数の基準)

第九条 算定政令第九条第五項の条例で定める基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数であることとする。

(一般納付金所得等割合)

第十条 算定政令第九条第六項の条例で定める数は、各市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第十一条 算定政令第九条第七項の条例で定める数は、各市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数の範囲)

第十二条 算定政令第九条第九項の条例で定める範囲は、零を超え一未満の範囲とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準)

第十三条 算定政令第十条第三項の条例で定める基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数であることとする。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十四条 算定政令第十条第四項の条例で定める数は、各市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十五条 算定政令第十条第五項の条例で定める数は、各市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲)

第十六条 算定政令第十条第七項の条例で定める範囲は、零を超え一未満の範囲とする。

(介護納付金納付金所得係数の基準)

第十七条 算定政令第十一条第三項の条例で定める基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数であることとする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第十八条 算定政令第十一条第四項の条例で定める数は、各市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十九条 算定政令第十一条第五項の条例で定める数は、各市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第二十条 算定政令第十一条第七項の条例で定める範囲は、零を超え一未満の範囲とする。

第五章 雑則

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 算定政令附則第四条第一項の規定が適用される場合における第八条から第十条まで、第十三条及び第十四条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条	算定政令	算定政令附則第四条第一項の規定により読み
-----	------	----------------------

		替えられた算定政令
	同項第一号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号
第九条	算定政令	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第一号に掲げる額を同項第二号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号に掲げる額を算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号
第十条	算定政令	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第一号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第十三条	算定政令	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第一号に掲げる額を同項第二号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号に掲げる額を算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号
第十四条	算定政令	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第一号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号

(栃木県国民健康保険調整交付金条例の廃止)

- 3 栃木県国民健康保険調整交付金条例(平成十七年栃木県条例第六十九号)は、廃止する。

(栃木県国民健康保険調整交付金条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 平成二十九年度以前の年度の栃木県国民健康保険調整交付金については、なお従前の例による。

(国保医療課)

栃木県条例第三十六号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「及び第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に、「並びに第十八条の十五第一項及び第二項」を「第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第二項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」に改め、同表十三の項中「佐野市」を「栃木市、佐野市及び小山市」に改め、同表十七の三の項の次に次のように加える。

<p>十七の四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、同法第五十三条第一項及び第五十六条第一項の規定による申請に係る審査（同法第五十四条第一項に規定する所得の状況に係るものに限る。）</p>	<p>市町</p>
--	-----------

別表第一の二十の三の項中「矢板市」の下に「那須塩原市」を加え、同表二十五の項中「受理等」の下に「（砂利採取場の区域の全部又は一部が同法第十六条第二号に規定する河川区域等の区域内にある場合に係るものを除く。）」を、「市町」の下に「（栃木市を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>二十五の二 砂利採取法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（砂利採取場の区域の全部又は一部が法第十六条第二号に規定する河川区域等の区域内にある場合に係るものを除く。）</p> <p>(一) 法第十六条及び第二十条第一項の規定による認可</p> <p>(二) 法第二十条第二項及び第三項の規定による届出の受理</p> <p>(三) 法第二十二條及び第二十三條第一項の規定による命令</p> <p>(四) 法第二十三條第二項の規定による命令（法第十六条及び第二十一条の規定に違反している者に係るものに限る。）</p> <p>(五) 法第二十四条の規定による届出の受理</p> <p>(六) 法第二十六条の規定による認可の取消し及び命令</p> <p>(七) 法第三十二条の規定による報告の徴収（前各号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(八) 法第三十四条第二項の規定による立入検査等（第一号から第六号までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(九) 法第三十七条第一項の規定による要請の受理</p> <p>(十) 法第三十七条第二項の規定による調査及び措置</p> <p>(十一) 法第四十三条の規定による協議</p>	<p>栃木市</p>
---	------------

別表第一の二十七の四の項中「小山市」を「鹿沼市、小山市、真岡市」に改め、同表三十一の二の項中「大田原市」の下に「益子町」を加え、同表三十五の項中「小山市」の下に「真岡市」を加え、同表三十五の二の項中「大田原市及びさくら市」を「真岡市及び大田原市」

に改め、同表三十五の八の項を削り、同表三十五の九の項中「以下」を「昭和四十八年法律第七十二号。以下」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同表三十五の八の項とする。

(二十七) 法第二十四条第四項（法第二十八条において運用する場合を含む。）の規定による協議及び同意

別表第二の一の項の次に次のように加える。

一の二 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの

- (一) 法第十八条第一項の規定による命令
- (二) 法第二十八条第二項の規定による指導及び助言
- (三) 法第二十九条第二項の規定による報告の徴収
- (四) 法第三十条第二項の規定による立入検査等

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の三十五の八の項を削る改正規定及び同表三十五の九の項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一の上欄及び別表第二に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第一の上欄に掲げる事務にあつては同表の下欄に掲げる市町村の長、新条例別表第二に掲げる事務にあつては宇都宮市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村長のした処分その他の行為又は当該市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（行政改革推進室）

栃木県条例第三十七号

栃木県公告式条例の一部を改正する条例

栃木県公告式条例（昭和二十五年栃木県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項及び第五項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第二条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

（規則の公布及び知事の定める規程の公表）

第三条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び知事名を記入して知事

印を押さなければならない。

2 前条第二項の規定は規則に、同項及び前項の規定は知事の定める規程（規則を除く。以下同じ。）で公表を要するものに準用する。

（県の機関の定める規則その他の規程の公表）

第四条 第二条第二項及び前条第一項の規定は、県の機関（知事を除く。以下同じ。）の定める規則その他の規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同項中「知事名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「知事印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

第五条を削る。

第六条に見出しとして「（規則等の施行期日）」を付し、同条中「県の機関」を「知事の定める規程若しくは県の機関」に、「若しくは」を「その他の」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条を第五条とする。

附 則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

栃木県条例第三十八号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二百二十二の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に改め、同表二百二十三の項及び二百二十四の項中「通訳案内士登録証」を「全国通訳案内士登録証」に改め、同表二百二十四の二の項を削り、同表二百二十四の三の項中「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第二十四条第二項」を「通訳案内士法第五十七条」に、「通訳案内士法」を「同法」に、「地域限定通訳案内士」を「地域通訳案内士」に改め、同項を同表二百二十四の二の項とし、同表二百二十四の四の項中「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第二十四条第二項」を「通訳案内士法第五十七条」に、「通訳案内士法」を「同法」に、「地域限定通訳案内士登録証」を「地域通訳案内士登録証」に改め、同項を同表二百二十四の三の項とし、同表二百二十四の五の項中「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第二十四条第二項」を「通訳案内士法第五十七条」に、「通訳案内士法」を「同法」に、「地域限定通訳案内士登録証」を「地域通訳案内士登録証」に改め、同項を同表二百二十四の四の項とし、同表四百八十一の六の項の次に次のように加える。

<p>四百八十一の七 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八条の規定に基づく住宅確保要配慮者円</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が一戸の場合 五千六百元</p>
--	--

<p>滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査</p>	<p>2 申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が一戸を超え四戸以内の場合 六千五百円</p> <p>3 申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が四戸を超え九戸以内の場合 八千円</p> <p>4 申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が九戸を超え十九戸以内の場合 九千六百元</p> <p>5 申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が十九戸を超え二十九戸以内の場合 一万円</p> <p>6 申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が二十九戸を超え四十九戸以内の場合 一万千円</p> <p>7 申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が四十九戸を超え九十九戸以内の場合 一万三千円</p> <p>8 申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が九十九戸を超える場合 一万七千円</p>
<p>四百八十一の八 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十二条第三項の規定に基づく登録事項の変更の届出（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数を増加する変更に係るものに限る。）に係る審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が四戸以内の場合 八百円</p> <p>2 増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が四戸を超え九戸以内の場合 二千三百円</p> <p>3 増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が九戸を超え十九戸以内の場合 三千九百円</p> <p>4 増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が十九戸を超え二十九戸以内の場合 四千四百円</p> <p>5 増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が二十九戸を超え二十九戸以内の場合</p>

	合 五千五百円
6 増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が三十九戸を超え四十九戸以内の場合	
	合 五千七百円
7 増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が四十九戸を超え九十九戸以内の場合	
	合 七千七百円
8 増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が九十九戸を超える場合	一万千円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二百二十二の項から二百二十四の項までの改正規定、同表二百二十四の二の項を削る改正規定、同表二百二十四の三の項の改正規定、同項を同表二百二十四の二の項とする改正規定、同表二百二十四の四の項の改正規定、同項を同表二百二十四の三の項とする改正規定、同表二百二十四の五の項の改正規定及び同項を同表二百二十四の四の項とする改正規定は、平成三十年一月四日から施行する。

(文書学事課)

栃木県条例第三十九号

地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定める条例（平成二十七年栃木県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る重要な財産を定める条例

第一条中「地方独立行政法人栃木県立がんセンター」の下に「及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県条例第四十号

栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

栃木県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ため」の下に「国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項の規定に基づき」を加える。

第二条及び第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険特別会計歳入歳出予算」に改める。

第六条中「第一条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる」を「法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業の財源に充てる場合及び同条第二項の規定により国民健康保険特別会計に繰り入れる」に改める。

第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

（基金事業交付金の交付を行う特別の事情）

第七条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、災害その他の理由により多数の被保険者の生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情とする。

（財政安定化基金拠出金の徴収）

第八条 政令第二十二條第一項の財政安定化基金拠出金は、政令第十七條第一項の規定による基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収するものとする。

附則第二項を次のように改める。

2 基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第六条に規定する場合のほか、法附則第二十五条に規定する資金の財源に充てる場合には、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（国保医療課）

栃木県条例第四十一号

栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栃木県道路占用料徴収条例（昭和二十八年栃木県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表中

430	360	310
660	550	480
900	740	650
390	320	280
620	510	450
850	700	620
39	32	28

を

440	350	300
680	540	470
920	730	630
400	320	270
630	500	440
870	690	600
40	32	27

に

380	310	270
230	190	170
770	640	560
320	270	240
1,900	1,100	760
770	640	560
16	13	12
23	19	17
35	29	25
46	38	34
70	57	50
93	76	67
160	130	120
230	190	170
460	380	340
770	640	560
A×0.004		
A×0.007		
A×0.008		
930	530	380
560	320	230
770	640	560
19	11	8
190	110	76
190	110	76
1,900	1,100	760
620	510	450
190	110	76
19	11	8
190	110	76
1,900	1,100	760
770	640	560
190	110	76
77	64	56

を

390	310	270
240	190	160
790	630	540
330	270	230
1,700	960	670
790	630	540
17	13	11
24	19	16
36	28	24
47	38	33
71	57	49
95	76	65
170	130	110
240	190	160
470	380	330
790	630	540
A×0.005		
A×0.008		
A×0.01		
870	480	340
520	290	200
790	630	540
17	10	7
170	96	67
170	96	67
1,700	960	670
630	500	440
170	96	67
17	10	7
170	96	67
1,700	960	670
790	630	540
170	96	67
79	63	54

を

令第7条	トンネルの上又は高	占用面積	A×0.016	A×0.017	A×0.02
------	-----------	------	---------	---------	--------

第8号に掲げる施設	架の道路の路面下に設けるもの	1平方メートルにつき1年			
	上空に設けるもの		A×0.02		

を

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	A×0.017	A×0.019	A×0.024
	上空に設けるもの			A×0.024		
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		A×0.005		
		階数が2のもの		A×0.008		
階数が3以上のもの		A×0.01				

を

A×0.028		
A×0.016	A×0.017	A×0.02
A×0.011	A×0.012	A×0.014
A×0.02		
A×0.011	A×0.012	A×0.014
A×0.016	A×0.017	A×0.02
A×0.02		
A×0.028		
A×0.028		
A×0.016	A×0.017	A×0.02
A×0.02		
A×0.028		

を

A×0.034		
A×0.017	A×0.019	A×0.024
A×0.012	A×0.014	A×0.017
A×0.024		
A×0.012	A×0.014	A×0.017
A×0.017	A×0.019	A×0.024
A×0.024		
A×0.034		
A×0.034		
A×0.017	A×0.019	A×0.024
A×0.024		
A×0.034		

を改

め、同表の備考第1号(1)中「真岡市」を記す、同号(2)中「日光市」の次に「真岡市」を加え、同表の備考第7号中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」と、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」と改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(道路保安課)

栃木県条例第四十二号

栃木県屋外広告物条例の一部を改正する条例

栃木県屋外広告物条例（昭和三十九年栃木県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(都市計画課)

栃木県条例第四十三号

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例

栃木県都市公園条例（昭和四十九年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一項を加える。

3 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

第七条第三項ただし書中「補助競技場」を削る。

別表第一の1栃木県総合運動公園の部(1)運動施設の項ア施設名及び一般利用料金の基準額又は一般使用料^ア(陸上競技場等の表中

陸上競技場	—	15,300円	20,800円	35,200円	—	1人	120円	を
補助競技場	—	1,970円	2,640円	4,080円	—	1人	70円	

陸上競技場	—	15,300円	20,800円	35,200円	—	1人	120円	に
-------	---	---------	---------	---------	---	----	------	---

改める。

別表第一の3都市公園を占有する場合の部の表中

法第7条各号に掲げるもの	そのつど知事が定める額	を
--------------	-------------	---

法第7条第1項各号に掲げるもの	その都度知事が定める額	に
-----------------	-------------	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備課)

栃木県条例第四十四号

栃木県建築基準条例等の一部を改正する条例

(栃木県建築基準条例の一部改正)

第一条 栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項の表一の項中「及び第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同表六の項中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第七号」に改める。

(栃木県手数料条例の一部改正)

第二条 栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四百三十一の項中「又は第十三項ただし書」を「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同表四百三十三の二の項及び四百三十四の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表四百三十五の項中「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、同表四百四十の項、四百四十二の項、四百四十八の項及び四百五十五の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十七の項第九号中「及び第十三項ただし書」を「第十三項ただし書及び第十四項ただし書」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中栃木県建築基準条例第四十二条第一項の表六の項の改正規定及び第二条中栃木県手数料条例別表第一の四百三十五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(建築課)

栃木県条例第四十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和三十九年栃木県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県条例第四十六号

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例(平成十四年栃木県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは」を「かつ」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 何人も、みだりに、教室、事務所その他の特定かつ多数の者の用に供される場所又は貸切

用のバスその他の特定かつ多数の者の用に供される乗物における下着等をのぞき見し、若しくは撮影し、又は当該下着等を撮影しようとして写真機等を他人の衣服等の下に差し出す等当該下着等を撮影することができる状態にしてはならない。

第四条中「若しくは多数」を「かつ多数」に改める。

第七条第一項中「及び第二号」を「から第四号まで」に、「住居等」を「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）」に改め、同項第一号中「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押し掛ける」を「住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同項第五号中「又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し」を「その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

第七条第二項中「電子メールを送信し」を「電子メールの送信等（身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）をし」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びフックシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第九条第一項中「第七条」を「第七条第一項若しくは第二項」に、「六月」を「一年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「第三条」の下に「又は第七条第一項若しくは第二項」を加え、「一年」を「二年」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(警察本部生活安全企画課)

栃木県条例第四十七号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例(平成十二年栃木県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の表一の項中「証明書の交付」を「保管場所の確保を証する書面の交付の申請に対する審査」に改め、同項の次に次のように加える。

一の二 法律第四条第一項ただし書の規定に基づく保管場所の確保を証する通知の申請に対する審査	二千百円
---	------

第十四条中「の事務」を「並びに第九条の表一の一の項及び一の項の事務(同項の事務にあつては、自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書の規定による申請に併せて行う同法第六条第一項の保管場所標章の交付の申請に係るものに限る。)」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年二月五日から施行する。

(警察本部交通規制課)